子どもの権利擁護推進のための研修（追加実施分）業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

京都市子ども若者はぐくみ局
子ども若者未来部子ども家庭支援課

京都市が実施する子どもの権利擁護推進のために実施する研修に係る業務委託に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うため、次のとおり提案を募集します。

１　委託業務の目的

子どもの意見表明や権利擁護の取組を通じて、子どもが自身のことについての意思決定に参画することは、児童福祉法の原理原則や子どもの権利条約等に鑑みても重要な意義を有する。当該事業は、子どもやその家庭の支援に携わる関係機関・関係者（児童相談所職員、子どもはぐくみ室職員、社会的養護関係施設職員や里親等）が、子どもの意見表明や権利擁護の取組の意義や内容について理解を深めることにより、京都市における子どもの権利擁護のための取組の更なる推進及び児童福祉の向上を図ることを目的として実施する。

２　委託業務の概要

⑴　件名
子どもの権利擁護推進のための研修（追加実施分）に係る業務委託

⑵　業務内容
別紙１「子どもの権利擁護推進のための研修」のとおり

⑶　契約期間
契約締結日から令和９年３月３１日まで

⑷　委託料
２８，０００円を上限額とする（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。また、委託金額は、４に掲げる事業内容を実施するために要する全ての経費を対象とする。

３　プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、⑴又は⑵に該当し、かつ⑶以下の要件を全て満たす者とします。

⑴　本市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者（公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと）

⑵　前号に該当しない者については、次に掲げる要件を全て満たす者

ア　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し、３年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ　法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

エ　市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。

オ　水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

カ　京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

⑶　会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。

⑷　本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

４　参加手続

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、参加表明書等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出してください。

⑴ 参加表明書等の提出

① 提出書類

ア 参加表明書（様式１）

イ 誓約書（様式２）

ウ 団体概要（様式３）

エ 事業所概要が分かる書類（パンフレット等）

② 提出部数 上記①の提出書類ア、ウを各４部(原本１部、写し３部)、イを４部提出すること。

③ 提出場所 「１１ 問合せ先及び提出先」 参照

④ 提出期限 令和８年１１月２７日（金）午後５時（必着）

⑵ 参加表明書等の無効

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知する。

① 「３ プロポーザルの参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

② 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

④ 虚偽の内容が記載されている場合

⑶ 参加表明の辞退

参加表明し、書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式４）を提出すること。

５　本件に対する質問及び回答

⑴　質問者の資格

質問の提出は、参加者に限る。 ※ 質問がある場合のみ。

⑵ 質問方法

質問は、「１１ 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、「子どもの権利擁護推進のための研修業務委託プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電話や来庁での質問は一切受け付けない。

⑶ 受付期間

令和８年１１月２７日（金）午後５時～令和８年１２月２日（水）午後５時まで

⑷ 回答方法

令和８年１２月４日（金）までに、参加表明のあった方全員に対して回答を電子メールで送信

します。なお、回答内容については、本要領の追加又は修正とみなす。

６ 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別紙２「子どもの権利擁護推進のための研修業務委託プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参により提出してください。

⑴ 提出場所

「１１ 問合せ先及び提出先」参照

⑵ 提出部数

使用印鑑を押印したもの １部

使用印鑑を押印しないもの ３部

⑶ 提出期限

令和８年１２月１１日（金）午後５時（必着）

⑷ 企画提案書等の無効

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外とし、電子メール及び書面によりその旨を通知する。

① 「３プロポーザルの参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

② 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

③ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合

④ 虚偽の内容が記載されている場合

７ 選定方法

⑴ 選定方法

選定は「子どもの権利擁護推進のための研修業務受託候補者選定会議」で行う。

選定の対象は、企画提案書等の提出者（無効となったものを除く。以下「提案者」という。）とし、選定にあたっては、企画提案書等の提出書類に基づき、受託候補者を決定する。

なお、必要に応じて、ヒアリングを実施する可能性がある。その場合受託候補者に個別に連絡する。また、評価結果が最低選定基準に満たない場合、プロポーザルを再度実施することとする。

⑵ 受託候補者選定委員会

① 予定日時 令和８年１２月１７日（木）

※ ヒアリングを実施する場合、時間等詳細については対象となる事業者に別途通知する。

② 方法

書面審査

③ 評価項目

別表「子どもの権利擁護推進のための研修業務受託事業者選定基準」参照

④ 選定結果の通知

選定結果については、選定後、提案者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、本市ホームページに公開する。

８ 委託契約

選定された受託候補者と協議のうえ、契約を締結します。

なお、選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及び その他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とします。

９ 留意事項

⑴ 提出書類

① 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

② 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

③ 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切受け付けない。

④ 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

⑤ 提出書類の返却は行わない。

⑥ 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

⑦ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

⑧ 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。

⑵ 契約

① 契約期間終了後においても、本事業に係る会計実地検査、監査等が行われる場合は、受託候補者は協力することとする。

② 選定された受託候補者は、業務委託の開始時までに、委託業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了することとする。

③ 受託候補者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託することはできない。
また、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に本市に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。
さらに、その場合、当該再委託先に対し、仕様書に定める受託候補者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うこととする。

④ 選定から契約までの間に、本事業を受託することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、選定を取り消すことがある。

⑶ その他

① 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限る。

② 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市 に帰属するものとする。

③ 受託候補者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託候補者が賠償の責任を負うこととする。

④ 令和８年度予算において当該事業に係る予算が承認されなかった場合は、この契約は無効とする。

１０　スケジュール

内　容	日　時
参加表明書受付締切	令和８年１１月２７日（金）午後５時まで
質問受付期間（１２月４日（金）までに回答）	令和８年１１月２７日（金）午後５時から １２月　２日（水）午後５時まで
企画提案書受付締切	令和８年１２月１１日（金）午後５時まで
受託者決定、契約締結	令和８年１２月下旬

※　スケジュールは予定であり、状況により変更する可能性があります。

１１　問合せ先及び提出先

〒６０４－８５７１

京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町４８８　京都市役所北庁舎５階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課　担当：（新井、岡田）

電　話：０７５－２２２－３９３９

ＦＡＸ：０７５－２５１－１１３３

メール：kodomokateisien002@city.kyoto.lg.jp

（別表）

子どもの権利擁護推進のための研修受託事業者選定基準

審査項目	評価項目	配点
技術点に関する評価	企画内容、手法、講師、実施体制	９０点
価格に関する評価	見積金額	１０点

※　価格に関する評価は、一つの提案につき１０点満点